

# 『幌延町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例』について

「過疎地域自立促進特別措置法(旧過疎法)」が失効し、「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(新過疎法)」が施行されたことに伴い、本町も同様に「特定事業用設備新設等地域活性化に関する条例(旧条例)」が失効し、新たに本条例を制定しましたので概要をご紹介します。

## 趣旨

幌延町過疎地域持続的発展市町村計画に記載された産業振興促進区域内において、製造業など特定の業種に係る設備の取得などをした場合の固定資産税の課税免除について、必要な事項を定めました。

※ 設備の取得などとは、取得または製作もしくは建設をいい、建物およびその附属設備にあつては改修（増築、改築、修繕または模様替をいう。）のための工事による取得または建設を含みます。

## 課税免除の範囲

- ・ **対象資産**：家屋、償却資産、当該家屋の敷地である土地  
※土地にあつては、取得後1年以内に家屋建設の着工が必要。
- ・ **対象地区**：幌延町全域
- ・ **対象業種**：製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業、旅館業(下宿業除く)
- ・ **資産の取得時期**：令和3年4月1日から
- ・ **適用期間**：課税初年度から3か年度

令和4年度分の申請受付は

『令和4年1月6日』

から開始します。

## 主な要件

- ・ 青色申告をしている個人または法人
- ・ 特別償却の適用を受けることができる設備の取得など
- ・ 取得価額の合計が下記の表の基準額を超えていること

対象業種	資本金等の規模		
	5,000万円以下 (個人を含む)	5,000万円超 1億円以下	1億円超
製造業 旅館業	500万円以上	1,000万円 以上	2,000万円 以上
農林水産物等販売業 情報サービス業等		500万円以上	

※資本金等の規模が5,000万円超の事業者については、新增設に係る取得などに限る。

※対象業種に応じた設備投資額などの要件は規則において制定。

## 稚内税務署からのお知らせ

### ◆令和3年分確定申告のお知らせ～オンラインを活用して新型コロナウイルス感染防止！～

国税庁ホームページでは、パソコン・スマートフォンなどから、所得税・消費税・贈与税の申告書を作成し、e-Tax（電子申告）または印刷して郵送で提出することができます。新型コロナウイルス感染防止の観点から、多くの方が訪れる確定申告会場ではなく、ぜひご自宅での申告書の作成・提出をお願いします。

なお、稚内税務署では、確定申告会場の混雑を回避するため、入場の際に「入場整理券」（会場で当日配付もしくは国税庁LINE公式アカウントで事前発行）が必要となります。

また、配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。

詳しくはこちら

→<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/topics/kakutei/sakusei/index.htm>

所得税の確定申告の相談および申告書の受付は、  
2月16日（水）から3月15日（火）までです。



### ◆医療費控除は、「医療費控除の明細書」の添付が必要です！

医療費控除を受けられる方は、「医療費控除の明細書」の添付が必要ですのでご注意ください（医療費の領収書の添付は不要です。）。

なお、医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります（税務署から求められたときは、提示または提出しなければなりません。）。

医療費控除の明細書はこちら

→<https://www.nta.go.jp/about/organization/sapporo/topics/kakutei/sakusei/leafret/iryouhi.pdf>

